再 意 見 書

平成 23 年 9 月 20 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail:

TEL

FAX

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2011年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 イー・アクセス株式会社

意見提出者	該当部分		再意見	
	1 指定電気通信設備制度に関する検証			
	(1)第一種指定電気通信設備に関する検証			
	ア 指定要件に関する検証			
		イ 指定の対象に関する検証		
		ウ アンバンドル機能の対象に関する検証		
東日本電信電		【NGN、地域IP網及びひかり電話】	NGN、地域IP網及びひかり電話網については、以下の点から利用者及び接続事	
話株式会社		当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網につい	業者にとっての不可欠性が高いため、引き続き第一種指定電気通信設備(以下、一	
		ては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外してい	種指定設備)の対象として頂く必要があると考えます。	
		ただきたいと考えます。		
		(1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は	➤ 2010年11月に、NTT東西殿よりPSTNの概括的展望が提示され、ネットワーク	
		当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っ	のIP化が進展することにより、今後NGN、地域IP網及びひかり電話網を利用し	
		ており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、	たIPサービスへの需要は更に高まるものと考えられること。	
		また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファ	▶ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、NTT東西殿の光アクセス網と	
		イバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開して	一体的に構築されている状況において、NTT東西殿のFTTHの市場シェアが	
		いることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネット	74. 4%、OABJ-IP電話66. 7%(※1)と依然として独占化傾向にあること。	
		ワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自	(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2011年3月末)より	
		体にボトルネック性はないこと。~略~		
		(2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通	なお、NTT東殿からはNGNのアンバンドルについて、接続事業者より具体的な	
		信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。~略~	要望が出ていないため具体的な検討が進められないとのご意見が示されておりま	
		(3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はな	す。しかしながら、現在、まさにGC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続とい	
		いこと。~略~	った接続事業者から要望のあった多様なアンバンドル形態が、総務省殿の「競争政	
		なお、昨年度の検証では、「NGNのアンバンドルやインターフェ	策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて多角的に議論されていることを鑑み	
		ースのオープン化が進んでいないという他事業者からの意見が提	れば、NTT東殿のご意見は適当ではないと考えられ、むしろ、今後の光・NGNへの	
		出されている点を踏まえると、接続要望がないとまでは言えない」と	マイグレーションを見据えて、各委員会にてこれらアンバンドルの実現に向けた積極	
		されておりますが、アンバンドルについては、具体的な要望を踏ま	的な検討を行う必要があると考えます。	

意見提出者	該当部分	再意見	
	え検討を進めていくことが重要であると考えており、パブリックコメン		
	ト等で漠然としたご意見を出されても、具体的な検討を進めることは		
	できません。		
西日本電信電	【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】		
話株式会社	・ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網(以下、NGN等)につ		
	いては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかで		
	す。~略~		
東日本電信電	【局内装置類及び局内光ファイバ】	局内装置類及び局内光ファイバについては、昨年度の競争セーフガード制度(以	
話株式会社	メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光	下、本制度)の検証結果の考え方(※2)から特段の変化もないことから、引き続き一種	
	ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象	指定設備の対象とする必要があると考えます。	
	から除外していただきたいと考えます。	特に、メディアコンバータやOLT等については、現在、総務省殿の「競争政策委員	
	(1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰で	会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて検討されているGC類似接続やラインシェア	
	も容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーショ	リング、分岐単位接続といった光・NGNのアンバンドルの接続形態を利用する上で	
	ンを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したも	必要不可欠な設備となるため、光・NGNにおける公正競争環境の確保の観点からも	
	のの他事業者の利用は皆無であること。	引き続き対象とする必要があると考えます。	
	(2) 局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した		
	2001 年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003	(※2)2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方	
	年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を	考え方10・13	
	実施してきた結果、80.9%が他事業者による自前敷設となっている		
	こと。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の		
	期間で敷設が可能となっていること。~略~		
西日本電信電	【局内装置類及び局内光ファイバについて】		
話株式会社	・ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OL		
	T)、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以		
	下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることか		
	ら、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと		
	考えます。~略~		

意見提出者	該当部分	再意見	
東日本電信電	【加入者光ファイバの非指定設備化】	加入光ファイバについては、以下の点から利用者及び接続事業者にとっての不	
話株式会社	~略~	可欠性が高いため、引き続き一種指定設備の対象とすべきと考えます。	
	しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹		
	となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、は	▶ メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展する中で、FTTHにおけ	
	じめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存	るNTT東西殿の市場シェアは74.4%、設備シェア72.2%(※3)と依然として	
	のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なって	独占化傾向にあること。	
	いることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規	▶ 「光の道」構想においては、FTTHの利用率向上を加入光ファイバの「接続料の	
	制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対	低廉化」等によるサービス競争の促進によって進められる方針が示されているこ	
	象から除外していただきたいと考えます。~略~	とから、今後、加入光ファイバを一種指定設備の対象とする意義は更に強まるも	
西日本電信電	【加入光ファイバについて】	のと考えられること。	
話株式会社	・ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性		
	がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対	(※3)平成22年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況 より	
	象から除外していただきたいと考えます。~略~		
東日本電信電	【FTTHサービスの屋内配線】	戸建て光屋内配線については、FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアが	
話株式会社	「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方につ	74.4%と独占化傾向にあり、接続事業者がサービス競争を展開する上で必要な設	
	いて」答申(2009 年10 月16 日)において、戸建て向け屋内配線に	備と考えられるため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。	
	ついては第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、2010	なお、同様の観点から、KDDI殿及びソフトバンク殿から意見されている通り、集合	
	年3 月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の	集宅における光屋内配線についても指定対象への追加及び転用ルールの整備等を	
	屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指	検討する必要があると考えます。	
	定電気通信設備に該当しないと考えます。		
	(1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自		
	由に設置できる設備であること。		
	(2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタ		
	ルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線		
	通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様		
	ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CA		
	TV事業者)等、様々であること。		
	(3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、		

意見提出者	該当部分	
	誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当	
	社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実	
	施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であ	
	り、現に実施していること。	
西日本電信電	【FTTHサービスの戸建て向け屋内配線について】	
話株式会社	・本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自	
	身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要がある	
	ONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトル	
	ネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を	
	第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。	
KDDI株式会	■光屋内配線の転用に関する課題の解消について	
社	~略~	
	今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に	
	複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保とすると	
	共に、NTT東・西が設置した棟内の「パッチパネル〜光屋内配線	
	~光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指	
	定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信	
	事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利	
	用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できる	
	ようにすべきです。~略~	
ソフトバンクBB	~略~	
株式会社、ソ	なお、未整備となっているマンション向け光屋内配線の転用ルー	
フトバンクテレ	ルについても早期に整備を行うべきと考えます。	
コム株式会		
社、ソフトバン		
クモバイル株		
式会社		

意見提出者	該当部分	再意見	
東日本電信電	【WDM装置】	WDM空き波長のアンバンドルは、接続事業者にとって中継DFの空きが無い際の	
話株式会社	WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者	有効な代替手段となっており、現に、当社においてはネットワーク構築における重要	
	は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置するこ	な選択肢になっています。このことからは、当該アンバンドルは、接続事業者がネット	
	とが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指	ワークを円滑に構築することに寄与しているものと考えられるため、引き続き指定設備	
	定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。	の対象とする必要があると考えます。	
東日本電信電	【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直	ネガティブリスト方式については、今後も維持する必要があると考えます。	
話株式会社	L	前回当社意見書でも述べたとおり、ネガティブリスト方式は、接続事業者がボトルネ	
	したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法	ック設備を利用したサービスの迅速な提供を可能とする役割を果たしており、ボトルネ	
	である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設	ック設備利用の同等性確保において基幹的な機能を担っていると考えます。	
	備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設	この点については、現在「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて	
	備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行	NGNのオープン化が議論される中で、光・NGNを中心とした環境においても、公正	
	政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに	競争を確保する上で重要な役割を果たすものと考えられるため、引き続きネガティブ	
	限定すべきであると考えます。	リスト方式を採用する必要があると考えます。	
	現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通		
	信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされない		
	ままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原		
	則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採		
	用されています。しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行		
	政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定		
	すべきであると考えます。~略~		
西日本電信電	【現行の指定方法の見直しについて】		
電話株式会社	・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、		
	「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)		
	から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方		
	式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基		
	準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定		
	電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙		
	証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。		

意見提出者	該当部分	再意見	
東日本電信電	【NGN等に係るアンバンドル機能】	NGNに係る各アンバンドル機能については昨年度の競争セーフガード制度の検	
話株式会社	NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による	証結果の考え方(※4)から特段の変化が無いことから、引き続きアンバンドル機能の	
	利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象	対象とする必要があると考えます。	
	から除外していただきたいと考えます。 特にNTT東西殿は、NGNにおける中継局接続機能(一般中継ルーク		
	具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他	ィング伝送機能)についても、他事業者との接続の実績がない状況が続いていること	
	事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にア	を理由に対象から除外する必要がある旨を主張しておりますが、現在、総務省殿の	
	ンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。	「電話網移行円滑化委員会」及びNTT東西殿主催の「PSTNマイグレーション意識	
		合わせの場」において、PSTNの廃止を見据えたIP網同士の接続の在り方ついて議	
	・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能	論されていることから、今後中継局接続がNTT東西殿と接続事業者各社の相互接	
	・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	続における中心的な役割を果たすと考えられます。	
	・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	そのため、NGNにおける中継局接続機能については今後の接続事業者の利用	
	・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能	を考え、公正競争環境の確保に十分に留意する必要があり、PSTNにて接続事業者	
	・イーサネットフレーム伝送機能	の円滑なネットワーク構築に貢献している「ハブ機能」等の機能については継続する	
	~略~	必要があると考えます。	
西日本電信電	【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】		
電話株式会社	・ フレッツサービスに係る機能(一般収容ルータ接続ルーティング	(※4)2011年3月 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方	
	伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能)について	考え方19	
	は、地域IP網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機		
	能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで9		
	年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの		
	対象から除外していただきたいと考えます。		
	・ 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送		
	機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接		
	続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、		
	アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。		
KDDI株式会	■NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性確保について	KDDI殿のご意見に賛同いたします。	
社	機能分離や子会社監督義務に関する検証のみならず、設備構築	今回、KDDI殿が示された設備利用におけるリードタイムや情報の公平性の課題	
	情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機	については、前回意見書にて当社が主張した「インプットの同等性」が確保出来てい	

意見提出者	該当部分		再意見
	能の利用条件の同等性、等に関するデータを検証基準として予め		ない事例を示しているものと考えます。そのため、ボトルネック設備利用の同等性を
規定すべきと考えます。 ■コロケーション・中継ダー		見定すべきと考えます。	確保する上では、事業法改正により措置が講じられたファイアーウォール構築の徹底
		■コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールの改善につい	に加えて、設備の利用条件の同等性を担保する運用ルールやその実施状況を検証
			する体制の整備が必要と考えます。
		~略~	
		■加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて	
		~略~	
		■光配線区域情報の透明性担保と運用ルールについて	
		~略~	
ソフトバンクBB		なお、NTT-NGN におけるアンバンドルメニューとして、分岐端末	ソフトバンク殿のご意見に賛同いたします。
株式会社、ソ		回線接続、GC 接続、ラインシェアリング、波長重畳接続、帯域制	アクセス網及びコア網のマイグレーションが進展する状況で、光・NGNにおいて
フトバンクテレ	ĺĺí	卸等プラットフォーム機能の開放等が具体案として弊社共を含む接	は、メタル・PSTNにて培った競争環境の後退を抑止する観点、及びサービス競争の
コム株式会	á	売事業者から提案されているところであり、真の公正競争実現に向	促進により利用者の自主的なマイグレーションを促進させる観点から競争環境の整
社、ソフトバン	l	ナ、早急に具体的なルール化を図るべきと考えます。	備が必要不可欠であり、接続事業者から提案されている接続形態については、早急
クモバイル株			に実現に向けた検討を進めることが必要と考えます。
式会社			また、現在提案されている接続形態を含めて、接続事業者が光・NGNにおけるボ
			トルネック設備を利用した接続形態を提案する上では、NTT東西殿が設備構成・技
			術仕様等を開示して頂くことが必要不可欠であるため、これらを担保するルールの整
			備も併せて必要と考えます。
	(2)	第二種指定電気通信設備に関する検証	
		ア 指定要件に関する検証	
		イ 指定の対象に関する検証	
イー・アクセス		■二種指定設備制度の見直しの必要性	第二種指定電気通信設備制度(以下、二種指定設備制度)については、非対称規
株式会社		~略~	制としての実効性を高めるための抜本的な見直しが必要と考えます。
		そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業	接続料規制においては、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラ
		者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけで	イン」等の導入により一定の成果が得られているものの、当該ガイドラインにより非指
		なく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要と	定事業者までもが実質的に規制対象となっている状況は、市場への参入時期も加入
		考えます。	者基盤も異なる事業者に対し同水準の規制を課す結果となり、新規参入事業者や新

意見提出者	該当部分	再意見		
	具体的な見直し案としましては、『保有する周波数の質・量』	興事業者に過度の規制コストを負担させることを招くことも想定され、却って先行大手		
	『端末の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配事業者に対してより優位に機能することが懸念されるため、現状の非対称規制と			
	力に基づくドミナンス性に応じて検証を行い、『MNO間の接続も	の制度趣旨とは大きく異なるものと考えます。		
	含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可	したがって、二種指定設備制度は、現在の端末シェア等による閾値による接続規		
	/届出/接続会計等)』を組み合わせて段階的に規制を適用する	制だけではなく、事業者の市場支配力を総合的に評価し、評価に応じた実効的な規		
	などが考えられます。	制を課すことが必要と考えます。		
		具体的な見直し案としては、前回当社意見書にて主張した通り、『保有する周波数		
		の質・量』『端末の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づく		
		ドミナンス性に応じて対象を指定し、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行		
		為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせて段階的に		
		規制を適用することを提案します。		
株式会社ケ	②接続規制の強化等	ケイ・オプティコム殿のご指摘の通り、MVNOの参入促進が、電気通信市場の活		
イ・オプティコ	有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場において	性化のために重要ですが、そのためには、MNO間で公正かつ有効な競争が促進さ		
4	は、MVNOによる競争が重要であります。	れていることが必要であると考えます。		
	しかしながら、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサー	MNO間で有効な競争環境が確保されず競争が停滞した場合、MNOのコスト削		
	ビス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条	減インセンティブが働かないことによる接続料の高止まりや、ネットワークサービスのイ		
	件は、まだ十分整っていないため、まず次の事項等について、取	ノベーションが進まないといったことが、MVNOの競争力低下につながる懸念がある		
	組んで頂くことが必要と考えます。~略~	ところです。		
		従って、モバイル市場におけるMNO間の競争を有効に機能させることが重要であ		
		り、前述した通り、市場支配力を持つ事業者の市場支配力を総合的に評価し、そのう		
		えで評価に応じた段階的な規制を適用する等の措置を検討すべきと考えます。		
東日本電信電	【第二種指定電気通信設備規制の対象】	全ての携帯電話事業者を指定の対象とすることは適切ではないと考えます。		
話株式会社	~略~	NTT東西殿が主張する全ての携帯電話事業者を二種指定設備制度の対象とし		
	こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠	た場合、市場への参入時期も加入者基盤も異なる事業者に対し、一律に同内容の		
	の提示を再三にわたり求めていますが、全く応じていただけない	規制を課すことになり、これに伴い、既存事業者の先行者利益を拡大させること、更		
	状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされ	には、新規参入事業者や新興事業者に過度の規制コストを負担させることを招くこと		
	ているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できない	が想定され、公正な競争環境の後退が懸念されます。		
	ことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制	なお、前述の通り、現行の二種指定設備制度について、MNO間の公正競争を担		

意見提出者	該当部分	再意見	
	度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料について	保する規制として実効的に機能するよう見直す必要があるため、市場支配力を端末	
	も透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要	シェアのみではなく総合的に評価した上で、市場支配力に応じた実効的な規制を課	
	だと考えます。	す等の措置が必要と考えます。	
西日本電信電	【第二種指定電気通信設備規制の対象について】		
話株式会社	・ 国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開		
	している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して		
	適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯		
	電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指		
	定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約		
	2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていな		
	い携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現		
	に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事		
	業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指		
	定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象と		
	するのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要がある		
	と考えます。		
	(3)禁止行為に関する検証		
	3-1)指定電気通信設備に係る禁止行為に関する		
	検証		
	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制		
	の適用事業者の指定要件に関する検証		
イー・アクセス	■二種指定設備制度における禁止行為規制の必要性	二種指定設備制度については、前述の通り、MNO間の公正競争を確保する規	
株式会社	現行の禁止行為規制の内容は、『接続情報の目的外利用の	制として実効的に機能するよう抜本的な見直しが必要であり、禁止行為規制につい	
	禁止』『特定事業者への不当な優先的取扱いの禁止』『設備製	ても市場支配力を現行の収益シェアによる閾値のみではなく「周波数」や「端末購買	
	造事業者への不当な規律・干渉の禁止』となっており、いずれも	力」、「垂直統合モデルの強度」等から総合的に評価し、ネットワークの開放や行為規	
	市場支配力を有する事業者に対する規制としては過重なもので	制、接続関連規制といった枠組みにて、評価に応じた段階的な規制を適用する等の	
	はないと考えます。~略~	措置を検討すべきと考えます。	
	なお、3Gサービスから今後のLTE等の本格的普及による高		

意見提出者	該当部分	再意見
	速化やモバイルブロードバンドといった新たなモバイル市場にお	
	いて公正競争環境を整備する観点では、「交渉上の優位性を有	
	する者」に対する規制から、「市場支配力を有する者」を規制対	
	象とする二種指定設備制度への見直しが必要と考えます。	
	イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証	
KDDI株式会	■NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用	機能分離の実効性を検証するための第三者機関が必要とする各社殿のご意見に
社	接続事業者は、NTT東・西が保有するボトルネック設備に接	賛同いたします。
	続してサービス展開を図っています。一昨年に発生したNTT西	今回の事業法改正による機能分離の措置はファイアーウォールの徹底に一定程
	日本による接続情報の流用のような事例が発生していることに鑑	度の効果があることが期待されるものの、2009年11月に発覚した「NTT西日本情報
	みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流	漏洩問題」は、従前、NTT東西殿が本制度の意見書等でファイアーウォールの構築
	用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能	状況に問題が無い旨を主張していながら発生したことを鑑みれば、各社殿が指摘す
	性は否定しえません。こうした行為は、電気通信事業法第30条	る通り、その実施状況の報告をNTT東西殿の監視部門に任せるのみでは十分とは
	に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利	言えず、第三者機関による厳格な調査・検証により客観性を担保する必要があると考
	用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を	えます。
	実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。	なお、英国のBTにおけるEAB(Equality of Access Board:BTから独立した監査
	今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹	機関)等を、厳格で中立性のある監視体制の検討を行う上でのベストプラクティスとす
	底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、	べきと考えます。
	及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。	
ソフトバンクBB	(2) FTTH 販売等に係る接続関連情報の目的外利用	
株式会社、ソ	~略~	
フトバンクテレ	加えて、機能分離の有効性の検証については、NTT 東西殿	
コム株式会	の中に監視機能を設けるだけでは不十分なことは明らかであり、	
社、ソフトバン	総務省殿は第三者による透明性のある検証スキームの確立も推	
クモバイル株	進すべきと考えます	
式会社		
KDDI株式会	■県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営	KDDI殿、ソフトバンク殿のご指摘の通り、NTTグループがNTT東西殿の県域等
社	業	子会社を通じてNTTドコモ殿の商品を販売するという実質的な一体営業は、固定通
	NTT東・西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の	信領域および移動体通信領域それぞれのドミナント事業者としての影響力が多大で

意見提出者	該当部分	再意見
	販売(別添資料参照)は、NTT東・西が、自らのサービスの販売	あることから、事業者間の公正競争を阻害する虞があるため、認めるべきではないと
	を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携すること	考えます。
	により、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。	また、あわせて各社からご指摘されている通り、改正電気通信事業法等におい
	~略~	て、例えば子会社が業務を再委託した場合や子会社として規定される保有株式比率
	なお、子会社から代理店等に再委託されることも容易に想定	に満たない場合等、NTT東西殿の監督義務の対象外となる場合が存在することに
	できるため、子会社のみならず、子会社から代理店に再委託さ	ついても、規制の空洞化を招く懸念があるため、更なる制度上の対応に向けての検
	れた内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法	証を行うべきと考えます。
	改正を実施すべきと考えます。	
ソフトバンクBB	(2) 子会社等への規制強化	
株式会社、ソ	現在も複数の県域子会社において、NTT ドコモ殿の携帯電	
フトバンクテレ	話販売が行われています※5。これは、NTT 東西殿とNTT ドコ	
コム株式会	モ殿が子会社を介して行っている実質的な一体営業そのもので	
社、ソフトバン	あり、2010 年度の本制度の考え方において、公正競争阻害の	
クモバイル株	恐れが指摘されたところです。また、年内に施行される改正電気	
式会社	通信事業法等では、NTT東西殿に対し業務委託子会社への監	
	督義務が追加されますが、保有株式率50%未満の関連会社等	
	が監督義務の対象外となる等、依然として公正競争阻害の恐れ	
	が残っています。従って、保有株式50%未満の関連会社及び	
	NTT委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加するこ	
	とについても引き続き検討を行うべきと考えます。	
	3-2)特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の	
	運用状況に関する検証	
KDDI株式会	~略~	各社殿の指摘する通り、NTTドコモ殿、及び県域等子会社はグループドミナンス
社	しかしながら、持株会社体制でグループ一体経営をしているこ	の抑止の観点から、特定関係事業者制度の対象に追加すべきと考えます。
	とを踏まえると、NTTコミュニケーションズのみならず、NTTドコ	NTTコミュニケーションズ殿が特定関係事業者に指定された経緯については、
	モやNTTファイナンスといった兄弟会社も特定関係事業者とし	「NTT東西殿との間でさまざまな業務の委託関係があること」、「非常に一体的、ある
	て規定すべきと考えます。~略~	いは排他的な共同営業というものが行われやすい土壌があること」となっている点を

意見提出者	該当部分		再意見
ソフトバンクBB	1. 特定関係事業者制	度の形骸化	鑑みれば、FMC連携や代理店を介した一体営業の事例が各社より指摘されるNTT
株式会社、ソ	(1) NTT ドコモ殿等の追加		ドコモ殿及び県域等子会社については、特定関係事業者制度の規制趣旨から、指
フトバンクテレ	近年、NTT ファイナンス殿による一括請求やNTT ドコモ殿と		定対象に追加することを検討すべきと考えます。
コム株式会	NTT 東西殿とのFMC連携等、NTT グループ企業や代理店を		
社、ソフトバン	介した事業連携が加速	恵度的に進展しており、既にNTT 東西殿	
クモバイル株	に対する禁止行為規制	削のみでは対処しえない事象が生じている	
式会社	と認識しています。		
	このような行為を放置	置することは、NTT 再編時の趣旨を形骸化	
	させるものであることか	ら、総務省殿においては、事業連携等を	
	図るグループ会社等な	が増大していること及びその影響を踏まえ、	
	NTT ドコモ殿、株式会	≷社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT	
	データ」という。)殿、杉	云式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー殿等の電	
	気通信事業者はもちる	らんのこと、県域子会社やNTT ファイナン	
	ス殿等といった非電気	通信事業者も特定関係事業者に指定す	
	る等グループドミナン	スを抑止する措置を講じるべきと考えます。	
	2 日本電信電話株式会社に係る公正競争要件の検証		
	(1)検証の対象		
	その他		
KDDI株式会	■今後の検討に向け	(本制度における実効性を高めるための見直しが必要とする、各社殿のご意見に
社	現行の競争セーフな	ード制度の問題点としては、上述のよう	賛同いたします。
	に、PDCAサイクルが	着実に実施されることがなく単なる形式的	現に「NTT西日本情報漏洩問題」は、本制度における検証スキームが全く機能し
	な制度となっていたこ	と、検証のプロセスが不透明であったこと、	ていないことを示す事例であり、これまで多数の事業者から問題点が指摘されており
	が挙げられます。		ますが、特段本制度の見直しは実施されていないものと認識しております。
	このため、3年後の包	2括的な検証に向け、それまでの継続的な	現在、電気通信市場においては、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーショ
	検証を有効なものにす	るためには、競争政策委員会による本制	ンの進展、モバイルブロードバンドの普及・高速化、固定・モバイルの融合といった
	度の在り方の検討を通	近て、本制度における検証プロセスを明	様々な市場の変化が急速に進む状況にある中で、本制度における実効性の問題か
	確化し、実効性を確保	さることが必要です。	ら、これら変化が競争環境に及ぼす影響を的確に捉えることが出来ない場合は、公
	具体的には、審議会	や既存の委員会を活用した公開された審	正競争環境の後退・喪失に繋がることが強く懸念されますので、早急に見直しを実施

意見提出者	該当部分	再意見
	議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措	頂くことを要望いたします。
	置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は	とりわけ、検証プロセスの透明性の確保については、本制度を継続的に実施して
	改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。	いく上では必要不可欠な事項と考えます。透明性を確保する観点から、公開された
株式会社ケ	過去の行政指導に対する措置の再検証、監視機能の強化	審議の場の設置や第三者による監査の定期報告を公開する等、具体的な対策の実
イ・オプティコ	~略~	現を強く要望いたします。
ム	そのため、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点	
	から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよ	
	う、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入	
	することを検討すべきと考えます。	

意見提出者	該当部分	再意見
		総務省の競争評価2010(※6)では、NTTドコモ殿は単独での市場支配力を行
		使しえる地位と評価し、加えてシェア上位3社で協調して市場支配力を行使し得る地
		位にあると評価していますが、第二種指定設備制度の存在をもって市場支配力の行
		使に至らないと結論付けています。
		しかしながら第二種指定設備制度は、主として「事業者間における接続協議にお
		ける交渉上の優位性を持つ事業者」に対しての規制であると整理されており、接続義
		務が通信事業者全体に課されている制度状況下では、必ずしも「第二種指定設備制
		度の存在が直接的に市場支配力の抑止に結びついている」という競争評価での評価
		は十分でない可能性も考えられ、この場合においては、現行の第二種指定設備制度
		では、市場支配力を抑止することは困難であるとも考えられます。
		従って、本制度において、第二種指定設備制度が市場支配力の抑制ツールとして
		有効に機能しているか検証を行うよう要望いたします。
		(※6)2011年7月 電気通信事業分野における競争状況の評価2010 II 3頁 2. 市場支配力に関しては、このような寡占的な市場構造の下、NTTドコモは市場 支配力を行使し得る地位にあり、また、上位3社のシェアについても94.5%と極めて 高い水準にあり、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある。しかし
		ながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在とともに、近年のスマートフォン
		等の新しい端末やサービスの導入等により競争的な市場環境であること等から、実際
		に市場支配力を行使する可能性は低い。
		競争評価2010第3編「今後の定点評価の在り方」(※7)では、固定系と移動系の ブロードバンド市場を一体的な市場として画定する見直し案が示されており、グルー プ間で市場領域を跨いでサービスを提供する事例などについても評価分析の対象と する検討が進んでいるところです。
		(※7)2011年7月 電気通信事業分野における競争状況の評価2010第3編 第2

意見提出者	該当部分	再意見
		章 3
		(5)なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定すること
		とするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、
		将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定すること
		についても検討が必要と考えられる。
		電気通信事業分野においては、事実上NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバ
		ンクグループの3事業者に集約化されてきている状況であるため、事業者ごとのシェ
		アや収入、不可欠性の有無に着目した指定電気通信制度やNTTグループにおける
		累次の公正競争要件では、市場領域を跨ぐグループ化や同じ市場領域であっても
		事業領域を跨ぐグループ化に対応し切れないものと考えます。
		したがって、このような市場環境の変化に応じて本制度や競争評価の枠組みを見
		直し連携させた上で、グループ間の連携が公正競争上問題となるか検証する必要が
		あると考えます。

以上